

今月の
テーマ

はじめに 従業員満足度を第一に考えるユニークな経営

1. 速報！平成23年度税制改正 注目の改正案は？
2. 保険の契約者は個人と法人 どちらがお得??
3. 地震の被害はありましたか！？

～損害を補てんする二つの手段：雑損控除と家財保険～



従業員満足度を第一に考えるユニークな経営



「CS経営」とか「顧客満足第一が経営の王道です」が重要と誰もが教わってきた中、「従業員が第一で、顧客は第二である」と公言してはばかりないのが米航空会社のサウスウェスト航空です。米フォーチュン誌で働きやすい会社の第1位に選ばれています。低料金とともに離発着時間の正確さでも信頼を集め、業界で唯一、何十年も連続で黒字を確保しています。航空業界では世界最多となる約1億人強という年間輸送旅客数もすごいですが、利用客の満足度も高いのでびっくりです。

しかし、最大の特徴は個性あるサービスにあります。まず客室乗務員の服装。男性は長そでシャツ、女性は半そでシャツを着ており、いずれも短パンにテニスシューズというラフな格好です。服装と言えば、医療機関で『USニュース&ワールド・レポート』誌の病院ランキングで毎年1、2位に入り、その医療の質はもちろん経営内容についてもオバマ大統領が絶賛したメイヨークリニックの「服装もエビデンスだ」という考え方が思い起こされます。常勤医師は、患者と家族に敬意を表すためにビジネス・スーツを着ます。それは患者コミュニケーションのために身なりにも心を配り信頼してもらうためですし、全米いや全世界から難病治療を期待されるメイヨーのブランドイメージを守るためでした。

サウスウェスト航空も動きやすいため親しみやすくといった配慮があるのでしょう。組織の考えが出るところだと感じます。客を迎えるあいさつも『ラブ・エアラインズへ ようこそ』です。ラブ・エアラインズはサウスウェスト航空の愛称で、客室乗務員が胸につけるワッペンはいずれもハート型です。なぜここまでサービス精神を発揮できるのでしょうか。それは、互いに個性を尊重しながら、その人なりの持ち味で仕事ができる風土作りをしてきて、それが組織の強みになっているのでしょうか。

赤字航空会社からヨーロッパ随一の航空会社に経営改革したスカンジナビア航空でも、スタッフが顧客に接する平均時間15秒間（この短い時間で自社がどういう組織なのか担当スタッフを通して顧客に判断されてしまう）を大切にするためにも、スタッフへの権限委譲を行い、いちいち上司にお伺いをたてなくても、顧客のためにどんどん業務遂行上の判断ができる経営を実現しています。サウスウェスト航空の客室乗務員のサービスはこれにとどまりません。幼児がぐずり出せば、華麗な手品を披露する。乗務員の接客と言えば、マニュアルに従った硬い笑いなどを想像しがちですが、同社では各人が思い思いのサービスを提供します。まさにこれが、顧客からの指摘や状況変化に現場サイドがすぐ対応できる組織体制であり、スカンジナビア航空と同様だなと感じます。

また、他業界ですが、同じサービス業のある例を思い起します。食事のときに子どもがぐずっていたら、さっとおもちゃ（それもぬくもりのある木製でした）がでてきた須坂市にある仙仁温泉『岩の湯』を髪飾（ほうふつ）とさせるサービスです。通常、旅館の仕事に土日の休みはない。かきいれどきの盆暮れ正月、クリスマスの休暇もない。そして何より旅館に勤めていることに誇りを持てない。これでは社員は自分の家族と幸せに過ごせません。そこで盆暮れ正月クリスマスを含め、年間二十七日の休館日を設定し「こんな山の中の小さな一軒宿で仕事しているんだから、自分たちがいちばん欲しいものを手に入れよう。業界の常識を見るのではなくて、時代が求めているものを提供し、自分たちが本当にしたい商売をしようじゃないか。その代わり、営業日には必ず十九室をいっぱいにしよう」と経営改革を実現し、旅行代理店などを通さなくても常に予約で満杯の旅館経営を実現しています。

日本航空が名経営者稻盛氏の指揮の下経営改革を進めていますが、サウスウェスト航空は人員削減をしないノン・レイオフ政策を採用しています。CEO（最高経営責任者）のハーブ・ケレハー氏は「人減らしは長期的に見れば従業員（次ページへ続く）

の土気に影響し、利益をもたらさない」との信念を持っています。どちらが日本の会社だろう?と考えさせられます。

企業や組織において、顧客に対するサービス提供はスタッフを通して行われます。いくら顧客第一といっても、スタッフが「うちはね?」と誇りをもてなかつたり、スタッフ自身や家族が自社のサービスや商品を利用していなかつたり、など満足をしてなければ、大切な顧客に良いサービス提供ができるわけがありません。近代経営学の父ドラッカー博士は、企業の目的は「顧客の創造である」と唱えています。顧客第一の経営を実現するためにも従業員が誇りを持て、現場で自立的に判断できるような職場作りをしていくことこそ、我々経営者の責務であると痛感しました。

成迫 升敏



速報！平成23年度税制改正 注目の改正案は？

震災の影響で延びていた23年度税制改正が、6月22日に成立となりました。

1. 今回の改正で成立したものと見送られたものは？

当初 改正案として挙げられていた主なものとその結果

改正 見送り

所得税 関連	給与所得控除の見直し 給与収入1,500万円超は上限245万円 役員給与は4,000万円超は上限125万円に	見	成年扶養控除の見直し 23~69歳の家族を扶養している世帯で所得が400万円超の世帯は扶養控除を廃止。	見
法人税 関連	法人税実効税率の引き下げ 国税、地方税を合わせた実効税率を5%引き下げ	見	法人税課税ベースの見直し 減価償却の見直し・欠損金繰越控除の見直し	見
消費税 関連	免税点制度の見直し 基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、前年度上半期の課税売上が1,000万円を超える場合その事業年度は課税事業者に。	改	95%ルールの見直し 課税売上高が5億円を超える事業者は、課税売上割合が95%以上でも、全額仕入税額控除は認められない	改
相続税 贈与税 関連	相続税基礎控除の引き下げ/税率構造の見直し 基礎控除額「5,000万円+法定相続人×1,000万円 →「3,000万円+法定相続人×600万円」に	見	相続時精算課税の対象拡大 贈与者が65歳以上から60歳以上へ緩和 受贈者も20歳以上の子のみから20歳以上の孫も可能に。	見
法人税 所得税 共通	住宅取得資金の範囲拡大 土地の先行取得も含まれることに	改	贈与税の税率緩和 贈与税の税率の一部引き下げ、税率区分見直し	見
	雇用促進税制の創設 新たに従業員を雇い入れ、一定の場合税額控除	改	期限切れ措置法の延長等 医療用機械の特別償却、中小企業者の法人税率の特例 エネ革税制等の延長・廃止等	改

改正

消費税

- ・免税点制度の見直し
- ・95%ルールの見直し

贈与税

- ・住宅取得資金の範囲拡大

法人税/所得税

- ・雇用促進税制の創設
- ・期限切れ措置法の延長等

見送り

所得税

- ・給与所得控除の見直し
- ・成年扶養控除の見直し

法人税

- ・実効税率の引き下げ
- ・課税ベースの見直し
- ・相続税基礎控除の引き下げ/税率構造の見直し
- ・相続時精算課税の対象拡大
- ・贈与税の税率緩和

2. 注目の改正内容とそのポイントは？

1 消費税の「95%ルール」の見直し

現在の消費税法は原則として、非課税売上のための仕入については仕入税額控除が認められません。しかし、課税売上割合が95%以上の場合は、非課税売上、課税売上に関係なく、経費や設備投資に関する消費税はすべて仕入税額控除が認められていました。今回の改正では、平成24年4月1日以降開始する課税期間から、その期の課税売上高が5億円を超える場合は課税売上割合が95%以上でも、全額仕入税額控除をすることができなくなりました。この改正に

より、消費税の納税金額が増えたり、経理処理が煩雑になる可能性があります。また、仕入に係る消費税の計算方法を検討していただく必要が出てきそうです。

2 住宅取得等資金の範囲拡大

贈与税関連については、両親や祖父母（直系尊属）から住宅取得資金の贈与を受ける場合、1,000万円までは贈与税がかかりませんでしたが、その住宅取得資金の範囲の中に、新たに「住宅の建築に先立って取得する土地の資金」も含まれることになりました。一般的に、マイホームを建てる場合、先に土地を買うことが多いので、マイホームの建築をお考えの方にとっては、嬉しい改正ではないでしょうか？またこの改正は平成23年1月1日以降取得分から適用されるので、今年に入って贈与を受けている方にとっては朗報です。ただし、贈与を受けた場合、贈与の年の翌年3月15日までに新築する必要がありますのでご注意ください。

3 期限切れ措置法の延長に注意

平成23年6月末に期限が到来する措置法で、適用期限が平成24年3月31日まで延長される主なものは以下のとおりです。

- ・中小企業者等の法人税率の特例
- ・エネルギー需給構造改革推進投資税制
- ・試験研究を行った場合の特別税額控除の特例
- ・中小企業者等基盤強化税制

23年度改正では、給与所得控除の見直しや相続税の基礎控除の見直しなどの税の「抜本改革」は先送りされ、引き続き審議される予定となりました。今回は速報として、改正になったもののうち、主なものをお知らせいたしました。雇用促進税制や年金所得者の確定申告不要制度など、新しく創設されたものもありますので、詳しくは弊社担当者までご相談ください。



保険の契約者は個人と法人 どちらがお得??

平成19年の医療法改定で「持ち分の定めのある医療法人」の設立ができなくなり、代わりに「基金拠出型医療法人」が設立できるようになりました。

「持ち分の定めのある医療法人」の場合、法人を解散させる際に出資した持分の割合に応じて残余財産が出資者に戻ってきましたが、「基金拠出型医療法人」の場合は拠出した基金の額を上限とするため残余財産は戻ってきません。しかし、この点については役員退職金の支払いなどにより残余財産を減らすといった対策もあり、節税効果や事業承継などを考えると効果は絶大であるため、個人事業として診療所を経営している先生方にとって医療法人成りは今後も検討していく必要があるといえます。

医療法人成りによって得られるメリットの中に「損金性の高い保険を経費に算入することができる」という利点があります。個人で生命保険に加入した場合、どんなに保険料を支払っていても、確定申告の際に所得から控除できる生命保険料は最大で5万円です。しかし法人を契約者にした場合、支払った保険料を経費にできるため^(*)それだけで節税効果があるといえます。* 積立部分の保険料は経費になりません。

実際、以下で実例を見ていきましょう。

契約者が個人の場合と、医療法人が契約者の場合とで比較してみると下表のような試算となります。

例

定期保険（全額経費にできるもの） 保険期間20年、年間の保険料120万円

	個人の場合	法人の場合
年間保険料	10万円×12ヶ月=120万円	
経費（控除）となる額	生命保険料控除 5万円	120万円
節税額	5万円×50% = 2.5万円	120万円×30% = 36万円

**差額
33.5
万円！**

* 先生個人の税率50%、
法人の実効税率30%で試算

この結果を見ると、単純な比較ですが、年間で33.5万円も納税額が変わることがわかります。1年ではこの程度ですが、これが5年なら167.5万円、10年なら335万円、20年で670万円と長い目で見ると大きな差が出ます。

しかしながら法人で契約する際には、注意すべき点もあります。退職金を目的として、医療法人を契約者にした保険に加入した場合、設立後数年で先生が亡くなった場合には、勤続年数が短いために、法人が受け取った死亡保険金を死亡退職金という形でご遺族の元に十分に支払えない可能性もあるということです。一方では、法人成りすることによって事業形態、退職金の準備など、個人事業の診療所経営とは大きく状況が変わるにもかかわらず、個人時代と同様の契約のまま放置してしまっている例も多く見受けられます。このように、個人で契約するのか医療法人で契約するのかは、その内容をしっかり検討してみる必要があります。

みなさんも一度、保険の見直し、保険証券の整理をしてみてはいかがでしょうか。

④ 地震の被害はありましたか！？

～損害を補てんする二つの手段：雑損控除と家財保険～

6月30日、松本市を震源とする震度5強の地震が起きました。松本市の発表によると「住家の半壊が3棟、一部損壊が1,773棟」という状況です。今回の地震で被害に遭われたお客様も多く、特に多い被害は住宅の屋根瓦の峰が崩れてしまったというもの。あちこちの屋根にブルーシートが張られ、これから修理という段階ですが、この修理費用を補てんする手段はないのでしょうか？地震保険に加入されれば「まず保険会社に連絡」ですが、実は、税金面でも控除を受けられる「雑損控除」というしくみがあります。

◆ 雜損控除が使えるのはこんなケースです

種類	被害の内容	
家・庭・車	✓ 屋根瓦が崩れ破損した	✓ 物が落下し車が破損した
	✓ 家の壁にひびが入った	✓ 崩れそうな塀を取り壊した
	✓ 庭の石垣が崩れた	✓ 庭に敷き詰めたタイルが破損した
	✓ ビルのタイルが落ちた	✓ 家の襖が閉まらなくなった
家具什器	✓ PCが落下して破損してしまった	✓ 冷蔵庫が倒れて破損してしまった
	✓ 棚が倒れて破損してしまった	✓ 食器が割れてしまった

次の地震に備えるための
住宅の補強工事には、
雑損控除は使うことが
できません。



雑損控除とは、災害により住宅や家財に損害を受けた場合に、確定申告によって、所得の金額からその損害金額の一部を差し引くことができる、医療費控除のようなしくみです。ポイントとなるのは対象となる損害金額ですが、これは「現状回復するまでにかかるであろう、一般的な修理費用※」です。ただし、破損していない屋根瓦も含めて全てを新しい物に変えた場合や、屋根瓦を金属で補強した場合等は、支払金額の30%までしか雑損控除を使えないという場合もあります。また、確定申告をする際には領収書や請求書を確定申告書に添付するため、失くさず保存して下さい。

※平成23年7月現在の取り扱いです。今後雑損控除はその取り扱いについて拡充される可能性があります。

◆ 雜損控除を使えばこれだけ税金が減ります

住宅の屋根瓦、壁、庭の石垣が一部崩れ、その修繕費用が300万円かかり、地震保険で補償された分は100万円だったケース・・・雑損控除を使った場合、役員報酬1,000万円の人であれば所得税・住民税合わせて約36万円軽減されます。（役員報酬1,000万円、扶養2人）

備品や消耗品といった家具什器も、修理した場合はその修理費用が雑損控除として認められます。ただし、買い換えた場合には、被害に遭う前の時価が雑損控除の金額となり、購入してから年数が経っている場合は控除できる金額が少なくなってしまいます。金額の算定については弊社担当者までご相談下さい。

◆ 家財保険には加入されていますか？

地震保険は、一部損壊・半壊・全壊と3段階に分かれています。今回の地震による被害は、一部損壊という判定が多く、建物の修理費用を地震保険で賄いきれないケースも多いようです。そこで・・注目すべきなのが「家財保険」です。地震保険と併用して加入する方が多く、住まいの生活用品を補償する火災保険の一種です。住宅に被害がないからと、保険会社に連絡していない方はいらっしゃいませんか？実は弊社従業員で、住宅に被害はなくても、保険会社の担当者に、食器が割れたり戸棚の閉まりが悪くなないと相談したことで、保険金を受給できた者がいます。お手元の地震保険証券を確認し、家財保険に加入している方はすぐにでも保険会社へご相談下さい。（以上）